



序章 計画策定の目的と流れ

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画策定体制
3. 計画策定の流れ

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景と目的

① 背景

士別市では、平成29年3月に策定した「士別市公営住宅等長寿命化計画」をもとに、公営住宅等の事業を進めてきました。計画策定後におけるさらなる少子高齢社会や人口減少社会の進行、ライフスタイルの多様化など社会情勢が変化しており、それに対応するため、計画の見直しを行います。

国では、平成18年9月に策定した住生活基本計画を概ね5年に一度見直すこととしており、令和3年3月には3度目の見直しを行い、令和3年度から新たな計画をスタートさせたところです。

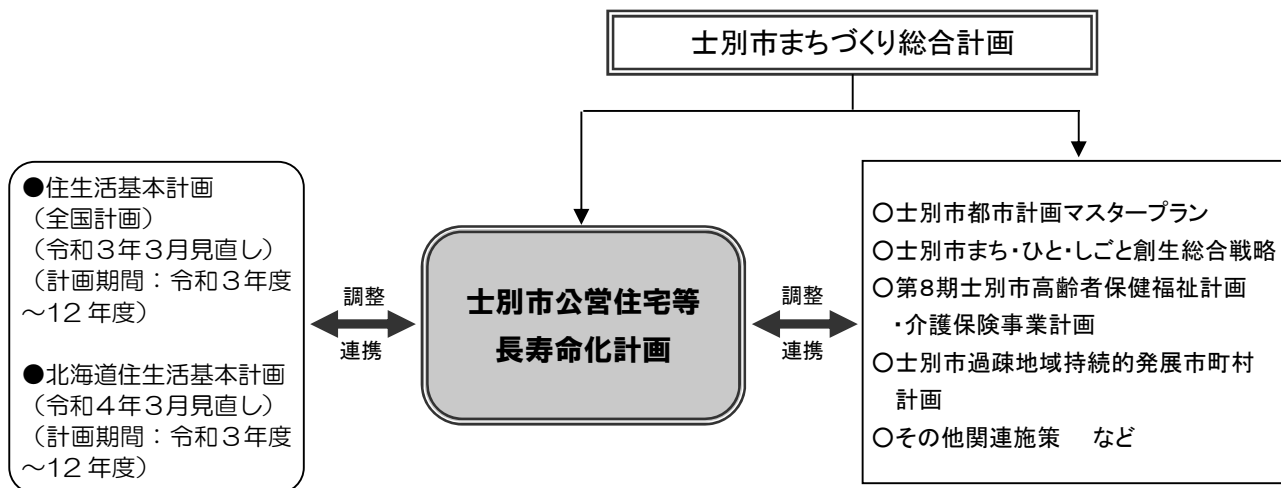
また、北海道でも、安全で安心な北海道らしい住まいづくりに向けた住宅施策を推進するため、平成19年2月に策定した北海道住生活基本計画を平成29年3月に見直し、令和4年3月に3度目の見直しを行いました。

② 目的

本計画では、公営住宅等の長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化に配慮しつつ、効率的・効果的なストックの活用手法を定めることを目的とし、公営住宅等の特性や経過年数、入居者の属性等を把握し、公営住宅等の将来活用手法及び、予防保全的な観点から長期的な維持管理、修繕・改善及び建替計画を策定します。

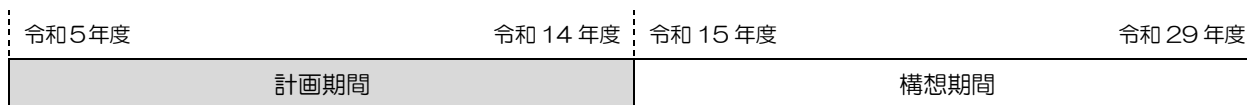
(2) 計画の位置づけ

「士別市まちづくり総合計画」を上位計画とし、その他関連計画と調整・連携を図ることとします。



(3) 計画期間

本計画は、令和5年度から令和14年度までの前半10年間を計画期間とし、令和15年度から令和29年度までの後半15年間を構想期間とします。概ね、5年ごとに計画の見直しを図ります。



2. 計画策定体制

本計画策定にあたり、以下の検討組織を設置し、計画に係わる協議・検討・連絡・調整等を行います。
なお、作業部会については必要に応じて各関連課などと協議を行います。

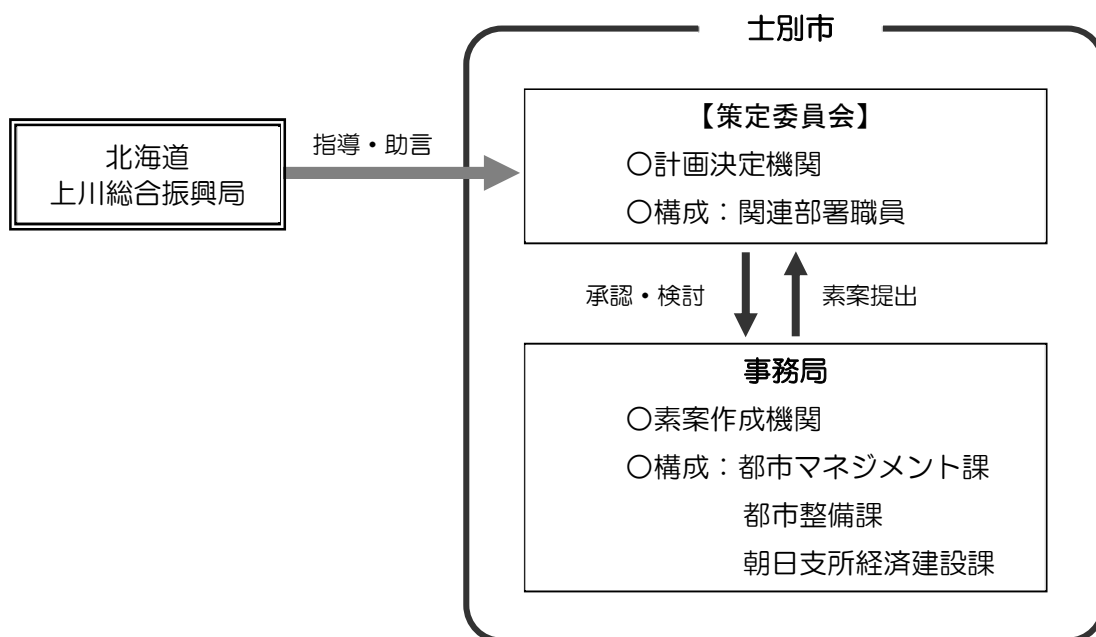
①策定委員会

策定委員会は関連部署の職員で構成し、策定内容に対する協議・修正及び承認することを目的として設置します。なお、上川総合振興局から、国・道の動向や計画内容についての指導・助言をいただきます。

②事務局

建設水道部の職員で構成し、各種検討・計画策定に必要な各種資料データの収集、策定委員会が円滑に進行するように協議・検討に必要な各種素案等を作成・整理することを目的とし、設置します。

● 計画策定体制



3. 計画策定の流れ

